## 東京都就職氷河期世代雇用安定化支援助成金の提出書類 セルフチェックリスト (① 交付申請時)

事 :	業主	名
是 出	代行者	1 名

No.	名称	注意事項	提出			
【共道	<u>ā</u> ]					
	事業実施計画書兼交付申請書	事業主の所在地は <b>印鑑証明書と同じ表記</b> で記入				
1		印鑑証明書と同じ代表者印が押印されていること 採用された日から対象労働者の姓が変更になっている場合には、変更履歴がわ				
	①東京都様式第1号	かる証明書を添付 ※雇用保険被保険者氏名変更届の写し、運転免許証の写しなど				
	②東京都様式第1号内訳	/など   特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期コースまたは平成31年度実施の安定雇   用実現コース)の支給申請額と支給決定額が異なる場合は申立書(参考様式1)を   添付				
		雇用保険適用事業所番号が移転等で特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書に記載された番号から変更されている場合は、変更後の番号を記入し、雇用保険事業主事業所各種変更届の写しを添付してください。				
	【国の特定求職者雇用開発助成金を利用して申請する場合】					
2	①「特定求職者雇用開発助成金支給申請書」(第1期または第2期) (氷河期コースは様式第4号氷または様式第5号氷/安定雇用実現コースは 様式第4号安または様式第5号安)	①「支給申請書」にハローワークの受理印があるもの				
	②特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書(様式第6号 氷または様式第6号安)					
	③特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇用状況等申立書(様式第6号 氷別紙)	③就職氷河期コースを利用して申請する場合のみ				
	④上記2に係る特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期コースまたは31年度の安定雇用実現コース)支給決定通知書の写し	白黒コピー。カメラ撮影した画像での提出は不可				
	【都の就職支援事業を利用して申請する場合】 都が実施する就職氷河期世代を対象とした就活エクスプレス事業、ミドル チャレ事業、東京しごと塾事業、東京都ミドル世代正規雇用化支援事業を 利用したことの証明書(東京都様式第11号)	原本での提出				
3	誓約書(東京都様式第2号)	事業主の所在地は <b>印鑑証明書と同じ表記</b> で記入(代表者名を署名した場合は押印不要、ゴム印を利用した場合は押印必要) すべてのチェック項目②を満たしていなければ申請不可				
4	印鑑証明書(原本) 【法人の場合】法務局で発行されたもの 【個人の場合】代表者の方の居住する区市町村で発行されたもの	<b>発行日から3か月以内</b> のもの(申請日時点で登録されているもの) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、 <u>毎回原本を提出</u>				
5	納税証明書(原本) 【法人の場合】	申請日時点で、納期が確定した直近のもの(新型コロナウイルスによる猶予等は手引きp16、17を確認ください) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、 <b>毎回原本を提出</b>				
	①法人都民税(都税事務所発行) ②法人事業税(都税事務所発行) 【個人の場合】 ①個人都民税(区市町村発行) ※ 代表者が <u>都内</u> 在住の場合は、居住地の納税証明書	非課税の場合は、課税されないことが分かるもの(※)を提出 ※個人事業税が非課税の場合は「確定申告書B(第一表)」の写しを提出				
	代表者が <u>都外</u> 在住の場合は、事業地(都内)の納税証明書 ②個人事業税(都税事務所発行)	申請日時点で初めての納付期限前の場合は、設立日、開業日がわかるもの(※)を提出 ※ 法人の場合は「法人設立届」の写し、個人の場合は「開業届」の写し				
6	会社概要がわかるもの	<b>発行日から3か月以内</b> のもの(申請日時点で登記されているもの) なお、同一年度に2回以上申請する場合も、 <u>毎回原本を提出</u>				
	【法人の場合】 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)	登記上の本店所在地と、キャリアアップ助成金の支給決定を受けた雇用保険適用事業所の所在地が異なる場合は、登記上の本店との同一性及び事業地の経営実態を確認するため、賃貸借契約書、法人設立届、営業許可書等両者の所在地を確認できる書類を添付				
		資本金が5000万円を超える場合は従業員数がわかる書類				
		申請日時点で届出されているものを提出 個人事業の開業・廃業等届出書の写しがなければ事業開始等申告書または雇用 保険適用事業所設置届の写しでも可				
	【個人の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書の写し	個人事業主の代表者の居住地と事業地が異なる場合には、賃貸借契約書、営業 許可書等両者の所在地が確認できる書類を添付				
7	支払金口座振替依頼書(新規・変更用)(都指定様式)	本助成金に初めて申請をする場合は必ず提出が必要です。				
8	振込口座の通帳又はキャッシュカードなど口座名義人(カタカナ)が記載されているものの写し	上記7を提出する場合のみ添付				
9	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写し)					
10	(都の就職支援事業を利用した場合のみ)正規雇用したことがわかる書類 (雇用契約書)	国の特定求職者雇用開発助成金を利用して交付申請する場合は不要です。				
	【提出代行者が申請する場合のみ】					
11 <b>7 t</b> 办 =	委任状(東京都様式第10号)   に毎冊印を押印されたものを発望する場合のみ】	委任者欄は、 <b>印鑑証明書と同じ表記</b> で記入				
12	えに受理印を押印されたものを希望する場合のみ】 	控えの返送は交付申請書(東京都様式第1号)1枚のみです。				
13	´´   返信用封筒(切手貼付) ※郵送の場合	返信先は事業主のみとします(提出代行者には返信できません)。				
	<u> </u>					